

群馬県社会教育委員の公募について

県社会教育行政に県民ニーズを的確に反映させ、県民に開かれた県政を推進するため、県民の皆さんから社会教育委員を公募します。

社会教育委員は、社会教育法第15条の規定により県教育委員会が委嘱している委員で、本県社会教育行政の当面する課題や施策について、継続的に調査・研究・審議し、県教育委員会に助言を行っています。

委員は非常勤で、年3回程度開催される会議に出席していただきます。

- 1 募集人員 3名以内
- 2 応募できる方
次のすべてに該当する方とします。ただし、国及び地方公共団体の議員並びに常勤の公務員を除きます。
 - (1)群馬県内に居住または通勤・通学している方
 - (2)家庭教育や地域の教育力の向上等について、活動されている方や関心を持っている方
 - (3)年3回程度開催される会議に出席できる方
- 3 応募方法
次の2点の応募書類を郵送、FAX、メールまたは持参のいずれかの方法により提出してください。
 - (1)「群馬県社会教育委員 応募申込書」(別紙様式1)
 - (2)「①家庭教育や地域の教育力向上について思うこと ②社会教育委員としての抱負」合計800字程度の作文(別紙様式2)※提出いただいた応募書類は返却いたしません。
- 4 募集期間 令和4年11月14日(月)～令和4年12月12日(月)
※令和4年12月12日【必着】
- 5 選考方法
 - (1)1次選考…書類審査を行い全員に合否の連絡をいたします。
 - (2)2次選考…1次選考の合格者を対象に面接を行います。
- 6 通知方法 本人あて郵送により通知します。
- 7 委員報酬 群馬県が定める委員報酬額
- 8 委員の任期 2年間(令和5年3月14日～令和7年3月13日)
- 9 問い合わせ・応募書類の提出先
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1-1
群馬県教育委員会事務局生涯学習課社会教育係
電話 027-226-4666
FAX 027-224-8780
E-mail kigakushu@pref.gunma.lg.jp